**令和８年（フ）第６６号**
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師904番地２
債務者　野見山　博
１　決定年月日時　令和８年８月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**令和８年（フ）第３９号**
福岡県直方市大字山部407番地４
債務者　瓜生　光子
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
福岡地方裁判所直方支部

**令和８年（フ）第６３号**
福岡県直方市大字下境3878番地　市住1453号
債務者　安武　章夫
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
福岡地方裁判所直方支部

**令和８年（フ）第５２号**
青森県三沢市幸町２丁目２番32号
債務者　清水　寛志（旧姓大友）
１　決定年月日時　令和８年８月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
青森地方裁判所十和田支部

**令和８年（フ）第５３号**
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字森田76番地３
債務者　工藤　由美
１　決定年月日時　令和８年８月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
青森地方裁判所十和田支部

**令和８年（フ）第５５号**
青森県十和田市東二番町３番14号　第２あづま荘１号室
債務者　栗山　伸一
１　決定年月日時　令和８年８月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
青森地方裁判所十和田支部

**令和８年（フ）第５６号**
青森県上北郡六戸町大字折茂字前田６番地
債務者　今出川　憲紘
１　決定年月日時　令和８年８月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
青森地方裁判所十和田支部

**令和８年（フ）第５８号**
青森県上北郡おいらせ町洋光台四丁目２番地14
債務者　阿部　亜希子
１　決定年月日時　令和８年８月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
青森地方裁判所十和田支部

**令和８年（フ）第３４号**
福井県小浜市生守第28号９番地　アプローズ106　多久島有羽方、前住所福井県小浜市遠敷八丁目101番地の２
債務者　山口めぐみ（旧姓辻井）
１　決定年月日時　令和８年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
福井地方裁判所敦賀支部

**令和８年（フ）第３６号**
福井県小浜市福谷第16号１番地の９、前住所福井県敦賀市三島町２丁目３番26号
債務者　濵詰　　尚
１　決定年月日時　令和８年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
福井地方裁判所敦賀支部

**令和８年（フ）第３９号**
福井県敦賀市三島114号５番地の１（野神）パセオ野神Ｃ一101
債務者　遊津　琢也
１　決定年月日時　令和８年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
福井地方裁判所敦賀支部

**令和８年（フ）第９１号**
長野県上田市八木沢1490番地２、前住所長野県佐久市新子田1933番地１　あずさ203号
債務者　原　　栞奈
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
長野地方裁判所上田支部

**令和８年（フ）第８６号**
岐阜県大垣市綾野５丁目121番地19、前住所岐阜県大垣市静里町1473番地２　サニーヒルズＢ　202
債務者　森岡　　光
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**令和８年（フ）第８７号**
岐阜県大垣市旭町３丁目10番地　旭ビル　４Ｄ、前住所岐阜県大垣市波須１丁目98番地りばてぃーはうす98　206
債務者　岡田　拓也
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**令和８年（フ）第１２９号**
滋賀県東近江市宮川町667―123、住民票上の住所滋賀県近江八幡市牧町2621番地１
債務者　奥村　直也
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

**令和８年（フ）第１３０号**
滋賀県近江八幡市長光寺町67番地
債務者　青木　美津子
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大津地方裁判所彦根支部